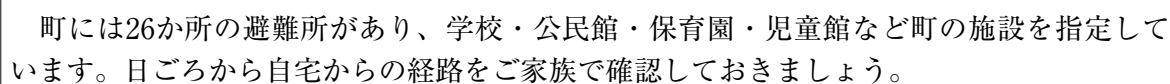


「もしも」の時……どこへ避難しますか？



体の不自由な方やお年寄りの方は避難することが困難であったり、遅れたりすることがあるため、地域の皆さんで協力して助け合しましょう。

- ・複数の人で協力しましょう。
- ・緊急の際は、ヒモなどでおぶって避難しましょう。
- ・車いすの場合は必ず3人以上で協力し、上がるときは前向き、下がるときは後ろ向きで避難しましょう。

わが家の避難地図を作しましょう

①自宅の位置を確認しましょう。

②避難場所を確認して、自宅との位置関係を調べましょう。

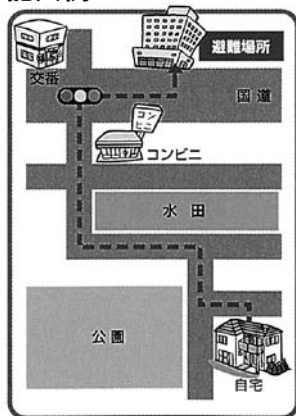
③実際に避難することを考えて、自宅から避難場所までの経路を確認し、「わが家の避難地図」を作ってみましょう。

④家族全員で

確認しましょう。

- ・避難地図に記入した経路を実際に歩いて、周辺の状況や所要時間を確認しましょう。
- ・実際の災害時は、普段と状況も異なり、避難に時間がかかることを前提に行動しましょう。

記入例



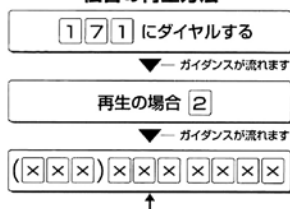
覚えてください! 災害時の声の伝言板 災害用伝言ダイヤル「171」

被災地内の方も、被災地以外の方も、被災地の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。録音された伝言は被災地の方の電話番号を知っている方が聞くことができます。

伝言の録音方法



伝言の再生方法



番号	施設名称	所在地	電話番号 (0495)	利用 地区	収容 人数
1	賀美小学校	金久保808	33-0026	賀美	1,300
2	上里北中学校	金久保249	33-7749	賀美	2,000
3	賀美公民館	金久保693-1	34-1724	賀美	100
4	賀美児童館	金久保889	34-1100	賀美	200
5	長幡小学校	藤木戸145	33-0907	長幡	1,300
6	長幡公民館	長浜1008-1	34-1725	長幡	200
7	長幡保育園	藤木戸145	33-0946	長幡	100
8	長幡児童館	長浜977-1	35-3541	長幡	200
9	七本木小学校	七本木455	33-0544	七本木	1,500
10	上里中学校	七本木336	33-2974	七本木	2,800
11	上里東小学校	七本木1573	33-1621	七本木	2,200
12	七本木公民館	七本木3227-2	34-1726	七本木	100
13	上里東公民館	七本木1791-1	34-1041	七本木	100
14	かみさと荘	七本木286	33-0789	七本木	200
15	保健センター	七本木307	33-2550	七本木	200
16	中央保育園	七本木292	33-0004	七本木	100
17	中央公民館	七本木925-5	33-8628	七本木	200
18	上里町コミュニティセンター	七本木930	33-7947	七本木	200
19	町民体育館	七本木3202-2	33-7655	七本木	900
20	多目的スポーツホール	七本木3202-2	33-7655	七本木	300
21	ワープ上里	七本木71	34-0488	七本木	600
22	七本木児童館	七本木393	35-1356	七本木	400
	男女共同参画推進センター		35-1357		
23	上里町東児童館	七本木1800-3	35-3451	七本木	100
24	神保原小学校	神保原町814	33-3074	神保原	1,900
25	隣保館	神保原町1375	33-3741	神保原	100
26	神保原公民館	神保原町1393	34-1727	神保原	400
	神保原児童館		33-3621		

空間放射線量の測定結果をお知らせします

7月に行われた町内小中学校での空間放射線量の測定結果は下表のとおりです。すべての測定地点での測定値は、文部科学省の示す指標とする値（3.8マイクロシーベルト）を下回っています。

単位: $\mu\text{Sv/h}$ (マイクロシーベルト)

測定地点	平成23年7月7日(曇り)			平成23年7月14日(晴れ)			平成23年7月21日(曇り)		
	5 cm	50cm	1 m	5 cm	50cm	1 m	5 cm	50cm	1 m
神保原小学校	0.10	0.12	0.12	0.11	0.11	0.02	0.09	0.05	0.09
賀美小学校	0.09	0.11	0.11	0.14	0.10	0.14	0.18	0.13	0.02
長幡小学校	0.10	0.17	0.12	0.19	0.19	0.18	0.08	0.07	0.07
七本木小学校	0.03	0.10	0.10	0.13	0.12	0.11	0.16	0.16	0.13
上里東小学校	0.11	0.13	0.12	0.07	0.10	0.10	0.11	0.09	0.12
上里中学校	0.05	0.08	0.07	0.14	0.10	0.10	0.16	0.15	0.14
上里北中学校	0.15	0.12	0.11	0.10	0.09	0.12	0.09	0.09	0.04

- 測定結果の詳細及び最新の測定結果は町ホームページに掲載しています。
 - 測定値には自然界から受ける放射線量も含まれています。
 - 測定値は簡易測定器で計測したものであり、計測の時間帯や天候等に影響を受けるため、あくまで参考の数値となります。
- 問合せ…町民環境課生活環境係 【☎35-1224内線1301・1302】

税 務 通 信



認定長期優良住宅を 新築された方へ

平成21年6月4日（長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行日）から平成24年3月31日までの間に、認定長期優良住宅を新築した場合、翌年度から5年度分（中高層耐火建築物は7年度分）の固定資産税が減額されます。

対象となる住宅の要件

- ①平成21年6月4日から平成24年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ②認定長期優良住宅であること
- ③居住部分の割合が2分の1以上であること
- ④住宅部分の床面積が50㎡

（戸建以外の貸家住宅にあつては40㎡）以上280㎡以下であること

減額期間

■工事が完了した年の翌年度から5年度分（中高層耐火建築物は7年度分）

減額割合

■新築した家屋の固定資産税の2分の1を減額（1戸あたり120㎡まで）

申告方法

新築された日から新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までに、認定長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書に必要書類（長期優良住宅の認定通知書等の写し）を添付して、税務課資産税係に申告してください。

※長期優良住宅の認定基準、認定手続き等については、県都市整備部住宅課【☎048-830-5573】までお問い合わせください。

その他

その他税制上の特例措置がありますので、お問い合わせください。

■所得税：本庄税務署【☎22-2111】

■登録免許税：さいたま地方法務局本庄出張所【☎22-3264】

■不動産取得税：本庄県税事務所【☎22-6153】

問合せ：税務課資産税係【☎35-1220（直通）】

非木造の冷蔵倉庫用家屋 をお持ちの方へ

平成24年度から非木造の冷蔵倉庫用家屋（保管温度が10℃以下に保たれる倉庫）の固定資産税について、評価額に関わる経年減点補正率基準表が変更されます。

これまで非木造の冷蔵倉庫の減価年数は、一般の倉庫と同じでしたが、今回の変更により非木造の冷蔵倉庫用家屋は、一般の倉庫と比較して、減価年数が短縮され家屋の評価額がより早

く減少することになります。次の該当要件をすべて満たしているものを所有している方はご連絡ください。

冷蔵倉庫の該当要件

- ①主体構造が非木造であること（鉄骨造・軽量鉄骨造等）
- ②倉庫自体が冷蔵機能を備えていること（倉庫内に業務用冷蔵庫等を設置している場合は該当しません。）
- ③保管温度設定が10℃以下であること

納 税 窓 口

休日開庁・夜間開庁のお知らせ

◆8月の開庁日

- 休日（午前8時30分～正午）
8月14日（日）
- 夜間（午後8時まで）
8月25日（木）

※夜間は庁舎西入口（夜間入口）よりお入りください。

◆窓口・問合せ

税務課収税係【☎35-1220（直通）】

- 税は **納期限内** に納めましょう！
- 税の納付は便利、確実な『口座振替』のご利用を！



④冷蔵部分の床面積が総床面積の50パーセント以上であること

問合せ：税務課資産税係【☎35-1220（直通）】

『健康づくり応援塾』参加者募集！

日程…秋期コース・冬期コース

回数	秋期コース	冬期コース	運動(60分程度)	ミニ講話(30分程度)
1	10月4日(火)	1月17日(火)	自分の身体を知ろう	身体にやさしい生活習慣
2	10月11日(火)	1月24日(火)	楽しくウォーキング	再確認！血圧
3	11月1日(火)	1月31日(火)	ゆがみを整える～腰編～	おいしく減塩食
4	11月8日(火)	2月7日(火)	ゆがみを整える～ひざ編～	体重管理の大切さ
5	11月22日(火)	2月21日(火)	ゆがみを整える～肩編～	低カロリー食のポイント
6	11月30日(水)	2月29日(水)	ソフトエアロビクス①	骨を丈夫に保つコツ
7	12月7日(水)	3月21日(水)	ソフトエアロビクス②	あなどれない！？歯の健康
8	12月21日(水)	3月28日(水)	ソフトエアロビクス③	心の健康も大切に

時間…【1～5回目】午後1時30分～3時30分

【6～8回目】午前10時～正午

会場…多目的スポーツホール

内容…簡単で効果的な体操・健康に関する講話の教室

講師…【1～5回目】皿山由美氏（健康運動実践指導者）

【6～8回目】入美由紀氏（スポーツインストラクター）

対象…運動制限のない40～74歳までの町民の方

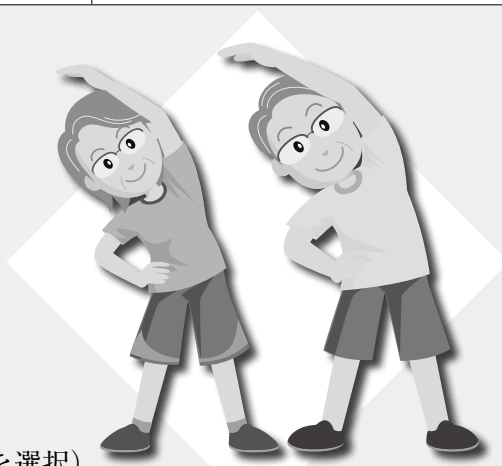
（年齢基準：平成24年3月31日）

定員…各40名（定員を超えた場合は抽選）

申込…9月5日(月)まで（「秋期」・「冬期」のどちらかのコースを選択）

※参加の可否は9月中旬までにお知らせします。（昨年度参加していない方で、全日程参加可能な方を優先）

申込先・問合せ…健康保険課医療年金係 【☎35-1221内線1221～1225】



国民年金コーナー

No.325

老齢基礎年金の繰上げ請求と繰下げ請求

老齢基礎年金は、65歳からの受給が原則ですが、希望によって60歳から64歳までの間に繰上げて減額した年金を受け取ることができます。また、希望により老齢基礎年金を66歳以降に繰下げて、増額した年金を受け取ることもできます。繰上げ請求や繰下げ請求をしたときの支給率は、次の表のようになります。

なお、決定された支給率は生涯変わりません。また、繰上げ請求した場合、その後は障害基礎年金が請求できないなどの給付制限があります。請求の取消しや請求時期の変更はできませんので、よく検討した上で請求してください。

50歳以上の方は、年金事務所や年金相談センターで年金額の試算ができますので、お気軽にご相談ください。

年齢	昭和16年4月1日以前に生まれた方	昭和16年4月2日以降に生まれた方
60歳	58%	70～75.5%
61歳	65%	76～81.5%
62歳	72%	82～87.5%
63歳	80%	88～93.5%
64歳	89%	94～99.5%
65歳	原則 100%	100%
66歳	112%	108.4～116.1%
67歳	126%	116.8～124.5%
68歳	143%	125.2～132.9%
69歳	164%	133.6～141.3%
70歳	188%	142%

※支給率が月単位で変わります

問合せ…日本年金機構年金ダイヤル

（IP電話・PHSからは）
【☎0570-05-1165】
【☎03-6700-1165】